

大阪市で活動する
市民活動団体を支援します！

対象事業
募集中！

令和9年度 大阪市市民活動推進 助成事業

一般型

特定事業支援型

大阪市では、市民、企業等からの寄附金を活用し、
市民活動団体が行う公益的な事業に対して助成金による
支援を実施しています。



対象事業

令和9年4月1日から令和10年3月31日までに実施する、
大阪市の地域課題・社会課題の解決を目的とする公益的な事業

※令和9年4月1日現在、大阪市からの他の助成や補助を受けていないものに限る。

(大阪市以外からの助成等を受けているものは可)

※令和9年4月1日から令和10年3月31日まで、他からの受託事業として実施していない事業に限る。

※【一般型】は、事業開始等から5年未満の公益的な事業・過去に本補助金の交付を受けていない事業に限る。

応募対象者

- ✓ 特定非営利活動法、労働者協同組合、
非営利型一般社団法人、法人格を有しない非営利活動団体
- ✓ 大阪市内に事務所を有し、大阪市内で活動を行っていること
- ✓ 継続して1年以上の活動実績があること
- ✓ 大阪市市民活動総合ポータルサイトに利用登録し、
直近年度の事業報告書、収支計算書を公表していること

※ただし、特定非営利活動法人がその設立の認証を受けた日又は労働者協同組合がその設立の登記を行った日の
前に任意団体として同種の活動を行っていた場合は、当該任意団体としての活動期間を含めることができる。

※大阪市市民活動総合ポータルサイトの利用登録については、審査が必要となる。

【お問い合わせ先】

大阪市市民局区政支援室地域力担当地域連携グループ

☎ 06-6208-7344

✉ ca0027@city.osaka.lg.jp

事業の詳細は
こちら→



助成枠については、次ページをチェック！

2つの助成枠を募集します！

一般型

特定事業支援型

対象事業

- ・市の地域課題等の解決を目的とする公益的な事業
- ・事業開始等から5年未満の公益的な事業
過去に本補助金の交付を受けていない事業に限る

- ・市の地域課題等の解決を目的とする公益的な事業

補助期間

- ・最長で連続する3年まで

- ・補助期間の制限は「なし」

補助上限額

- ・1事業あたり**100万円**
(補助対象経費の50%以内)

- ・1事業あたり**300万円**
(補助対象経費の50%以内)

寄附募集の 必要性

- ・団体自身での寄附募集に係る
広報活動の実施は「**不要**」

- ・団体自身での寄附募集に係る
広報活動の実施は「**必要**」

こんな 団体に おすすめ

- ・事業開始等から**5年目未満の
事業**を実施している団体

- ・寄附募集に係る広報活動の
体制が整っており、**自身で
寄附を集めることができる**団体

選考スケジュール

- 1 申請受付期限：令和8年11月19日（木）まで
- 2 第1次審査（書類審査）：令和8年12月頃
第2次審査（公開プレゼンテーション）
【一般型】：令和9年2月10日（水）
【特定事業支援型】：令和9年2月17日（水）
- 3 助成事業決定：令和9年4月1日

募集要項

募集の詳細は、
各助成枠の募集要項をご覧ください



一般型



特定事業支援型